

昭和22年臨時國勢調査結果報告 (其の2)

全國都道府縣郡市區町村別人口

(確定數)

昭和22年10月1日現在

総理廳統計局

例 言

1. 本書に掲げた人口は昭和22年臨時國勢調査の申告書から集計した結果に調査洩れの補正を加えた確定人口である。
2. 補正の方法は昭和21年4月26日に行われた人口調査の結果を基にして算出した同年5月1日の人口総数を基準として、その後昭和22年9月末日迄の17カ月間の海外からの引揚者数、自然増加数を加算して行つた。

昭和21年5月1日人口	74,024,000 (A)	
昭和21年5月1日乃至昭和22年9月末日迄の17カ月間の引揚者数		
海外から日本への引揚者	日本から海外への引揚者	差引海外からの引揚超過数
3,149,000	223,000	2,926,000 (B)
17カ月間の自然増加数		
出生	死亡	差引出生の超過
3,430,000	1,753,000	1,677,000 (C)
17カ月間の人口増加数 (B)+(C)	4,603,000	
昭和22年10月1日現在補正総人口 (A)+(B)+(C)	78,627,000	

此の補正に用いた昭和21年5月1日の人口は、昭和21年4月26日に行われた人口調査の結果73,114,136を基として、これに此の調査で調査対象から除外せられた本國へ帰還希望の朝鮮人、台湾省民、沖縄縣人等とその他一般の調査洩れを併せて總計約91万を加えたものである。

(備考) 以上は何れも連合國軍總司令部經濟科學局調査統計部編 Japanese Economic Statistics Bulletin No. 15, November 1947による。たゞし数字の單位は千單位とした。

3. 調査洩れ529,000(補正した全國総人口78,627,000と申告書より集計したまゝの以78,098,364との差)は昭和22年9月上、中旬の水害により調査を延期した地域に於ける調査洩れ(註)、浮浪者、旅行者、一時現在者の調査洩れ等である。外國人の調査洩れの中、連合國軍に屬する者は4に述べるように此の調査の調査対象から除外されているからこの補正には何等の關係がない。

(註) 水害によつて調査を延期した地域は

1. 東京都 足立區、葛飾區、江戸川區の三區
2. 埼玉縣 北葛飾郡の全域、南埼玉郡の内櫻井村、新方村、増林村、八條村、潮止村、須賀村、駕宮村の8カ村、北埼玉郡の内利島村、川邊村、東村、原道村、元和村、豐野村の6カ村
3. 栃木縣 下都賀郡の内生井村、部屋村の2カ村、足利郡の内毛野村、山前村、小俣村、山邊町の4カ町村
4. 宮城縣 玉造郡、栗原郡、登米郡、本吉郡の4郡全域

であつて昭和22年12月中旬に、この地域に於ける100分の1の世帯を選び、此の世帯について調査洩れの抽出調査を行つた結果3,109の調査洩れがあつたことが推定せられた。この補正数を地域別に示せば次表の如くである。

	追加補正数	補正後の人口	
東京都	{ 足立區	87	233,217
	{ 葛飾區	407	181,966
	{ 江戸川區	1,683	173,422
	計	2,177	588,605
埼玉縣	{ 北埼玉郡	53	20,116
	{ 南埼玉郡	84	31,894
	{ 北葛飾郡	321	121,980
	計	458	173,990
栃木縣	{ 下都賀郡	60	10,602
	{ 足利郡	207	36,227
	計	267	46,829
宮城縣	{ 玉造郡	21	40,834
	{ 栗原郡	71	136,466
	{ 登米郡	60	116,045
	{ 本吉郡	55	106,359
	計	207	399,704
合計	3,109	1,209,128	

4. 昭和22年臨時國勢調査は昭和22年10月1日午前零時現在に於て日本國に現在した者について行われた。但し下記の内閣總理大臣の指定する地域並びに下記外國人登録令第二條各號の一に該當する者は調査範圍より除外された。

内閣總理大臣の指定する地域

- 一 朝鮮全域
- 二 臺灣全域
- 三 樺太全域
- 四 北海道 國後郡泊村、留夜別村、色丹郡色丹村、紗那郡紗那村、擇捉郡留夜別村、藥取郡藥取村、得撫郡、新知郡、占守郡、花咲郡齒舞村の内水晶島、勇留島、秋刀留島、志發島、多樂島
- 五 東京都 小笠原支廳管内全域
- 六 島根縣 隠地郡五箇村の内竹島
- 七 鹿兒島縣 大島郡(十島村の内硫黃島、竹島及び黒島を除く)
- 八 沖繩縣 全 域

外國人登録令第二條各號の規定

- 一 連合國軍の將兵及び連合國軍に附屬し又は隨伴する者並びにこれらの者の家族
- 二 連合國最高司令官の任命又は承認した使節團の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族
- 三 外國政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれらに隨從する者並びにこれらの者の家族

- 5. 第3表中昭和22年人口總數欄下記括弧内の數字は司法大臣の直接調査した監獄及び矯正院内に現在した收容者の人員を示したものである。
- 6. 第3表中昭和21年の郡市区町村別人口は昭和21年4月26日当時の境域によるものを掲げた。尙昭和21年4月26日以後昭和22年10月1日迄に区域の變動等のあつた市区町村については区域の變動につき各縣毎に註記してある。区域の變動等のあつた縣については本表に掲げた町村の合計は必ずしも郡の數に一致せず、又本表に掲げた市郡の計が必ずしも都道府縣の數に一致しないことがあるから注意せられたい。
- 7. 本書の昭和22年の都道府縣郡市区町村別人口は別途官報に告示された。その官報登載月日は下記の通りである。

年 月 日	告 示 番 号	都 道 府 縣 名
昭22. 12. 24	総理廳告示第58号	石川縣、富山縣、茨城縣、秋田縣、群馬縣、山形縣、静岡縣、香川縣
昭22. 12. 26	総理廳告示第60号	愛媛縣、岐阜縣、福島縣、宮崎縣、福井縣、大阪府、奈良縣
昭23. 1. 15	総理廳告示第3号	岩手縣、館木縣、和歌山縣、山梨縣、徳島縣、神奈川縣、佐賀縣、新潟縣、青森縣、高知縣
昭23. 1. 29	総理廳告示第9号	愛知縣、鳥取縣、滋賀縣、京都府、三重縣、兵庫縣、鹿兒島縣、長野縣、島根縣
昭23. 2. 19	総理廳告示第15号	岡山縣、山口縣、廣島縣、長崎縣、千葉縣、福岡縣、大分縣、北海道
昭23. 3. 24	総理廳告示第22号	埼玉縣、栃木縣、宮城縣、東京都

昭 和 2 3 年 3 月